

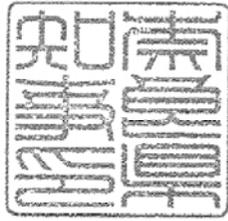
奈良県告示第五百六十二号

昭和五十七年五月奈良県告示第四百十六号で告示した奈良県知事印を次のとおり改刻し、平成二十七年四月一日から使用する。

なお、この告示による改刻前の奈良県知事印については、平成二十七年四月一日前に奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）第三十条第一項の規定により押印し、又は同規程第三十一条第一項の規定により印刷したものに限り、この告示による改刻後の奈良県知事印とみなす。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾



(縦書き用)

注 縦 27 ミリメートル
横 27 ミリメートル